

54	同法第33条第4 項の規定による壁 面線の指定がある 場合等における法 定の建ぺい率の限 度を超える建築物 の建築の許可								総合事務所長
55	同法第33条第5 項の規定による建 ぺい率の限度を超 える建築物の建築 の許可								総合事務所長
56	同法第33条の2 第1項の規定によ る建築物の敷地面 積の最低限度に満 たない建築物の許 可								総合事務所長
57	同法第35条第2 項の規定による高 さの限度を12メー トルとする建築物 の認定								総合事務所長
58	同法第35条第3 項の規定による建 築物の高さの限度 を越える建築物の 建築の許可								総合事務所長
59	同法第36条第1 項の規定による隣 地線状に係る数値 の指定								
60	同法第36条の2 第1項ただし書の 規定による日影に よる高さの制限を 超える中高層の建 築物の建築の許可								総合事務所長
61	同法第37条第1 項の規定による建 築物の高さの制限 を適用しない高架 の工作物内に設置 する建築物の認定								総合事務所長
62	同法第37条の2 第3項の規定によ る特別容積率の限 度の指定								総合事務所長
63	同法第37条の2 第4項の規定によ る特別容積率の限 度等の公告								総合事務所長
64	同法第37条の3 第2項の規定によ る特別容積率の指 定の取り消し								総合事務所長
65	同法第37条の3 第3項の規定によ る特別容積率の指 定を取り消した旨の 公告								総合事務所長
66	同法第37条の4 第1項ただし書の 規定による特別容 積率適用区域内に おける建築物の高 さの最低限度を超 える建築物の許可								総合事務所長
67	同法第39条第1 項第3号の規定に よる高度利用地区 内の容積率等の制								総合事務所長

程の変更命令									
106 同法第7条の30 第1項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務に係る監督上必要な命令									
107 同法第7条の30 第2項の規定による命令した旨の公示									
108 同法第7条の31 第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施									
109 同法第7条の31 第2項の規定による指定確認検査機関への立入調査の実施								総合事務所長	
110 同法第7条の31 第3項の規定による国土交通大臣への報告									
111 同法第7条の31 第4項の規定による業務停止命令等の実施									
112 同法第7条の32 第1項の規定による指定確認検査機関からの照会に対する取扱い等								総合事務所長	
113 同法第7条の32 の第2項の規定による指定確認検査機関への指示								総合事務所長	
114 同法第7条の34 第1項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務の全部又は一部の休業の届出の受理及び同条第3項の規定による公示									
115 同法第7条の35 第1項又は第2項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令									
116 同法第7条の35 第3項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し等をした旨の公示									
117 同法第7条の35 の5第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関を指定した旨の公示									
118 同法第7条の35 の5第3項の規定による指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更の届出があった旨の公示									

	142	同法第36条の2第3項の規定による公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可							総合事務所長
	143	同法第36条の2第6項の規定による公告等							総合事務所長
	144	同法第36条の5第2項の規定による複数建築物の認定の取消し							総合事務所長
	145	同法第36条の5第3項の規定による複数建築物の許可の取消し							総合事務所長
	146	同法第36条の5第4項の規定による公告等							総合事務所長
	147	同法第36条の6第2項の規定による都市計画に基づく総合強弱計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の認定							総合事務所長
	148	同法第36条の8第1項の規定による全構体の認定							総合事務所長
	149	同法第36条の8第4項の規定による認定建築主への工事状況報告の請求							総合事務所長
	150	同法第36条の8第5項の規定による認定建築主への改修に必要な措置の命令							総合事務所長
	151	同法第36条の8第6項の規定による認定の取消し							総合事務所長
	152	同法第30条の2第1項の規定による工事中の外構建築物等の使用禁止等の命令							総合事務所長
十九 建築基準法附則(昭和25年政令第338号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第15条の2第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の認定							総合事務所長
	2	同令第131条の2第1項の規定による住区の指定							総合事務所長
	3	同令第131条の2第2項の規定による計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定							総合事務所長
二十 建築基準法附則(昭和25年建設省令	1	同令第4条の11の規定による特定工程及び特定工程後の工程の公示							

第40号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	2 同令第10条第1 項の規定による指 定道路を指定した 旨の公告								総合事務所長
	3 同令第10条第2 項の規定による水 平距離の指定の公 告								
	4 同令第10条第3 項の規定による道 路の位置を指定し た旨の趣印								総合事務所長
	5 同令第11条の3 第1項の規定によ るフレキシブルデ ィスクによる手続 を行うことができ る区域の指定								
二十一 鳥取 県基準 法施行条例 (昭和47年 鳥取県条例 第43号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第2条第 2項の規定による 災害危険区域の指 定及び廃止の公示 等								
	2 同条例第3条た だし書の規定によ る災害危険区域内 における住居の用 に供する建築物の 建築の許可								総合事務所長
	3 同条例第4条た だし書の規定によ るがけ付近の建 築物の建築の認定								総合事務所長
	4 同条例第6条第 1項ただし書及び 第2項ただし書の 規定による特殊建 築物等の敷地が道 路に接する長さが 基準に満たない建 築物の建築の認定								総合事務所長
	5 同条例第9条た だし書の規定によ る自動車庫等の 出入口が同条各号 に該当する道路に 接する場合の建築 の認定								総合事務所長
二十二 建築 士法(昭和 25年法律第 202号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第4条第3 項の規定による外 国の建築士免許を 受けた者の二級建 築士又は木造建築 士の認定								
	2 同法第5条の規 定による二級建築 士及び木造建築士 の免許の登録又は 二級建築士の免許 証の交付								
	3 同法第8条の2 の規定による建築 士の死亡等の届出 の受理								総合事務所長
	4 同法第9条第1 項の規定による二 級建築士及び木造 建築士の免許の取 消し								
	5 同法第9条第2 項の規定による二								

級建築士及び木造建築士の免許の取消しの公告									
6 同法第10条第1項の規定による二級建築士及び木造建築士がその業務に関し不誠実な行為をしたとき等の場合における戒告、業務の停止の命令又は免許の取消し									
7 同法第10条第5項の規定による二級建築士及び木造建築士の戒告、業務停止の命令又は免許の取消しの公告									
8 同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施									
9 同法第13条の2第1項の規定による不正の手段によって二級建築士及び木造建築士の試験を受け、又は受けようとした者の合格の取消し、又は受験の禁止									
10 同法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を有する者の認定									
11 同法第15条の17の規定による指定試験機関の指定									
12 同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録									総合事務所長
13 同法第23条の4第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の拒否									総合事務所長
14 同法第23条の8第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消									総合事務所長
15 同法第26条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における建築士事務所の登録の取消し等									
16 同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査又は建築士事務所の役員者等に対する報告の要求									総合事務所長
17 同法第29条第3項の規定による建築士審査会委員の任命									

二十三 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第1項の規定による特定建築物の所有者に対する指導及び助言 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長	西部総合事務所 所長
	2 同法第7条第2項の規定による特定建築物の所有者に対する指示 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長	西部総合事務所 所長
	3 同法第7条第3項の規定による指示に従わない特定建築物の所有者の公表										
	4 同法第7条第4項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立ち検査 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長	西部総合事務所 所長
	5 同法第8条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長	西部総合事務所 所長
	6 同法第8条第8項後段（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築士事への通知 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管								東部総合事務所 所長		

	区域に係るもの (二) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所 及び日野総合事務所の所管 区域に係るもの						中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
7	同法第9条第1 項の規定による建 築物の耐震改修の 計画の変更の認定 (一) 東部総合事 務所及び八尾総合 事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総合 事務所の所管 区域に係るもの						東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
8	同法第10条の規 定による認定事業 者に対する報告の 要求 (一) 東部総合事 務所及び八尾総合 事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総合 事務所の所管 区域に係るもの						東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
9	同法第11条の規 定による認定事業 者に対する改善の 命令 (一) 東部総合事 務所及び八尾総合 事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総合 事務所の所管 区域に係るもの						東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
10	同法第12条の規 定による建築物の 耐震改修の計画の 認定の取消し (一) 東部総合事 務所及び八尾総合 事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総合 事務所の所管 区域に係るもの						東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
11	同法第13条第1 項の規定による特 定優良賃貸住宅の 入居者の資格に係 る認定基準の特例 の承認						
二十四	浄化槽法に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同法第5条第1	項の規定による浄	化槽の設置等の届	出(特定行政庁に	対するものに限

	る。)の受理 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所 所長	
	2 同法第5条第3項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長	
	3 同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものに限る。)の内容が相当であると認める旨の通知 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長	
二十五 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和49年法律第49号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第74条第1項の規定による建築主への指導及び助言 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長	
	2 同法第75条第2項の規定による届出をした者に対する指示 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長	
	3 同法第75条第3項の規定による指示に従わない旨の								

公表																				
4	同法第75条第5項の規定による維持保全すべき旨の勧告																			
経済政策課	一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第4条第1項の規定による改善計画の認定																	
		2	同法第5条第1項の規定による改善計画の変更の承認																	
		3	同法第5条第2項の規定による承認改善計画の承認の取消し																	
	二 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和33年政令第45号）第1条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律（昭和22年法律第185号）に基づく事務	1	同法第5条の7第2項の規定による協業組合の事業の承認																	
		2	同法第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可																	
		3	同法第5条の22の規定による公正取引委員会からの請求による必要な措置の実施																	
		4	同法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第81号）第1条第2項の規定による定款の変更の認可																	
		5	同法第96条第4項の規定による協業組合への組織変更の認可																	
		6	同法第101条の2第2項の規定による命令、認可又は承認をした旨の経済産業大臣への通知																	
	三 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1	同法第9条ただし書の規定による特別の地域を地区とする商工組合の設立についてのその地域の承認																	
		2	同法第17条の2の規定による組合員以外の者の事業の利用の特例の認可及び認可の取消し																	
	四 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第2項又は第3項の規定により知事の権限に属するものとされた	1	同法第47条において準用する中小企業等協同組合法第48条又は第51条第2項の規定による組合員による総会の招集の承認又は組合の定款の変更の認可																	

	事業の健全性の基準の設定									
18	同法第58条の7第2項及び第3項の規定による共済計理人の意見書の受理及び意見書についての説明等の請求									
19	同法第58条の8の規定による共済計理人の解任の命令									
20	同法第62条第2項の規定による解散の届出の受理（信用協同組合に係るものを除く。）									
21	同法第62条第4項の規定による火災共済協同組合等の解散の認可									
22	同法第66条第1項の規定による組合の合併の認可（信用協同組合に係るものを除く。）									
23	同法第68条第2項の規定による精算人の選任									
24	同法第82条の2の規定による中小企業団体中央会の設立の認可									
25	同法第82条の10第4項において準用する同法第48条の規定による中小企業団体中央会の会員による総会の招集の承認									
26	同法第82条の10第4項において準用する同法第51条第2項の規定による中小企業団体中央会の定款の変更の認可									
27	同法第82条の13第2項の規定による中小企業団体中央会の解散の届出の受理									
28	同法第86条第5項の規定による組合若しくは中小企業団体中央会の解散の登記の嘱託（信用協同組合に係るものを除く。）									
29	同法第104条の規定による不服の申し出の受理及び必要な措置（信用協同組合に係るものを除く。）									
30	同法第105条第2項の規定による組合等の業務又は会									

		第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定による財産処分方法の認可							
		16 同法第56条(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)において準用する民法第33条の規定による清算が終了した旨の届出の受理							
八 商社振興組合法(昭和47年法律第141号)第38条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務(商社振興組合法に係るものに限る。)	1	同法第36条第1項の規定による組合の設立の認可							
	2	同法第39条の規定による組合員により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務(商社振興組合法に係るものに限る。)							
	3	同法第62条第2項の規定による組合の定款の変更の認可							
	4	同法第73条第3項の規定による組合の合併の認可							
	5	同法第31条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査							
	6	同法第34条の規定による組合からのその業務等に関する報告の徴収又は業務等の状況の検査							
	7	同法第35条の規定による組合に対する必要な措置の命令							
九 中小企業事業種別の機会確保のための大企業者の事業種別の調整に関する法律(昭和62年法律第74号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第6条第3項の規定による主務大臣に対する意見の申出							
十 割賦販売法(昭和36年政令第341号)第15条の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法(昭和36年法律第159号)に基づく事務	1	同法第40条の規定による営業に関する報告の徴収							
	2	同法第41条第1項の規定による営業所等への立入検査							
十一 商工会講師法(昭和28年政令第315号)第7条の規定	1	同法第7条第2項の規定による特定高工業者の該当基準の届出の許可							
	2	同法第10条第2							

	の実施状況の報告 の権限								
十三 中小企 業支援事業 の実施に關 する基準を 定める省令 (昭和28年 通商産業省 令第123 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同令第4条第4 項の規定による診 断の実施 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (二) (一)以外の 区域に係るもの								西室総合事務 所長
	2 同令第4条第5 項の規定による診 断報告書の交付 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (二) (一)以外の 区域に係るもの								西室総合事務 所長
	3 同令第4条第7 項の規定による診 断報告書の内容の 実施等に関する助 言 (一) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (二) (一)以外の 区域に係るもの								西室総合事務 所長
十四 信用保 証協会法施 行令(昭和 28年政令第 271号)第 271号)第 4条の規定 により知事 の権限に属 するものと された信用 保証協会法 (昭和28年 法律第196 号)に基づ く事務	1 同法第33条の規 定による協会の定 款等の変更の認可								
	2 同法第4条第1項 の規定による協会 の事業報告書の受 理								
	3 同法第35条の規 定による協会から の報告の徴収又は 協会の事務所への 立入り及び協会の 業務若しくは財産 状況若しくは帳簿 書類等の検査の実 施								
十五 貸金業 法(昭和28 年法律第22 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第3条第1 項の規定による貸 金業者の登録(同 条第2項の規定に よる登録の更新を 含む。)								
	2 同法第6条第1 項の規定による貸 金業者の登録の拒 否								
	3 同法第8条第2 項の規定による登 録事項に係る変更 の登録								
	4 同法第12条の3 第9項の規定によ る貸金業定期取扱 責任者の解任の報告								
	5 同法第24条の6 の3の規定による 業務の改善に必要 な措置の命令								
	6 同法第24条の6 の4第1項の規定 による貸金業者の 登録の取消し又は								

		3 同法第36条第4項(第37条第1項において準用する場合を含む。)の規定による第1種大規模小売店舗立地法特別区域案作成に関する認定市町村との協議							
		4 同法第36条第6項(第37条第1項において準用する場合を含む。)の規定による第1種大規模小売店舗立地法特別区域案作成に関する公聴会の開催等							
		5 同法第36条第7項(第37条第1項において準用する場合を含む。)の規定による第1種大規模小売店舗立地法特別区域案の公告及び搬読							
		6 同法第56条第1項の規定による第2種大規模小売店舗立地法特別区域の決定							
		7 同法第56条第4項の規定において準用する第36条第2項、第4項、第6項、第7項及び第37条第1項の規定による第2種大規模小売店舗立地法特別区域の公告等							
産業 開 発 課	一 中小企業 の新たな事 業種別の足 進に関する 法律(平成 11年法律第 18号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同法第26条第1項の規定による事業整理整備構想の作成							
		2 同法第26条第1項の規定による中核的支援機関の認定							
		3 同法第27条第2項の規定による改善命令及び認定の取消し等							
二 中小企業 支援法(昭 和8年法律 第147号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第4条第1項の規定による中小企業支援事業の実施に関する計画の策定								
	2 同法第7条の規定による特定支援事業を行わせる法人の指定								
	3 同法第8条第2項の規定による改善命令及び指定の取消し等								
産 業 振 興 戦 略 総 室	一 流通網の 総合化及 び効率化の 促進に関す る法律施行 令(平成17 年政令第 298号)第	1 同法第4条第1項の規定による総合効率化計画の認定							
		2 同法第5条第1項の規定による総合効率化計画の変							

	事務	といら、)の認定							
		2 同規則第12条の3の2第3項の規定による変更後の実施計画の確認							
		3 同規則第12条の3の2第4項の規定による新事業開拓事業者の取消し							
	九. その他の事務	1 企業登記に係る事務							
労働雇用課	一 労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第10条の4第4項の規定による公益事業に関する事件についての争議行為がなされる日時等の公表							
	二 労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求							
三 中小企業退職金共済法施行規則(昭和24年労働省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第2項第1号の規定による中小企業者であることの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの							中部総合事務所長 西伯総合事務所長	
	2 同令第25条第1項第2号の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの							中部総合事務所長 西伯総合事務所長	
	3 同令第36条第1項の規定による常時5人未満の従業員を雇用する者であることの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの							中部総合事務所長 西伯総合事務所長	
	4 同令第39条の規定による再び中小企業者になったこと								

		との証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの							中部総合事務所長 西部総合事務所長
四 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく知識の権限に属する事務	1	同法第5条の規定による職業能力開発計画の策定及びその変更							
	2	同法第6条の規定による職業訓練等の実施についての報告							
	3	同法第15条の2第1項の規定による事業主等の行う職業訓練等に関する奨励の実施							
	4	同法第15条の6第3項の規定による教育訓練を受けさせることの決定							高等技術専門校長
	5	同法第24条の規定による事業主等の行う職業訓練の認定及び認定の取消し							
	6	同法第35条第1項の規定による職業訓練法人の設立の認可							
	7	同法第41条第2項又は第3項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可							
	8	同法第42条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し							
	9	同法第46条第4項の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定							
	10	同法第30条第1項において準用する同法第22条第2項の規定による県職業能力開発協会の定款の変更認可							
	11	同法第30条第1項において準用する同法第24条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員を選任の認可							
	12	同法第30条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求							
五 職業能力開発促進法	1	同法第46条第2項の規定による技							